

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年9月18日(2014.9.18)

【公表番号】特表2013-542930(P2013-542930A)

【公表日】平成25年11月28日(2013.11.28)

【年通号数】公開・登録公報2013-064

【出願番号】特願2013-531721(P2013-531721)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/498 (2006.01)
A 6 1 K 31/4174 (2006.01)
A 6 1 K 8/49 (2006.01)
A 6 1 P 17/00 (2006.01)
A 6 1 Q 19/00 (2006.01)
A 6 1 Q 17/04 (2006.01)
A 6 1 P 17/06 (2006.01)
A 6 1 P 35/00 (2006.01)
A 6 1 P 17/16 (2006.01)
A 6 1 P 29/00 (2006.01)
A 6 1 P 17/10 (2006.01)
A 6 1 P 39/00 (2006.01)
A 6 1 P 31/22 (2006.01)
A 6 1 P 17/02 (2006.01)
A 6 1 Q 19/10 (2006.01)
A 6 1 Q 5/02 (2006.01)
A 6 1 K 9/08 (2006.01)
A 6 1 K 9/06 (2006.01)
A 6 1 K 9/10 (2006.01)
A 6 1 K 9/107 (2006.01)
A 6 1 K 9/12 (2006.01)
A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/498
A 6 1 K 31/4174
A 6 1 K 8/49
A 6 1 P 17/00
A 6 1 Q 19/00
A 6 1 Q 17/04
A 6 1 P 17/06
A 6 1 P 35/00
A 6 1 P 17/16
A 6 1 P 29/00
A 6 1 P 17/10
A 6 1 P 39/00
A 6 1 P 31/22
A 6 1 P 17/02
A 6 1 Q 19/10
A 6 1 Q 5/02
A 6 1 K 9/08
A 6 1 K 9/06

A 6 1 K 9/10
A 6 1 K 9/107
A 6 1 K 9/12
A 6 1 P 43/00 1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月30日(2014.7.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ブリモニジン又はその医薬的に許容できる塩と、オキシメタゾリン又はその医薬的に許容できる塩とを含む、皮膚科疾患又はそれに関連した症状を治療するための局所用医薬組成物であって、前記皮膚科疾患から酒瘡は除かれ、かつ前記皮膚科疾患は酒瘡と関連しない、前記局所用医薬組成物。

【請求項2】

前記ブリモニジンの医薬的に許容できる塩が酒石酸ブリモニジンである、請求項1記載の局所用医薬組成物。

【請求項3】

前記オキシメタゾリンの医薬的に許容できる塩がオキシメタゾリン塩酸塩である、請求項1又は2記載の局所用医薬組成物。

【請求項4】

前記有効成分が、ブリモニジン又はその医薬的に許容できる塩とオキシメタゾリン又はその医薬的に許容できる塩のみである、請求項1～3のいずれか1項記載の局所用医薬組成物。

【請求項5】

前記ブリモニジン又はその医薬的に許容できる塩が、前記組成物の全質量を基準として、最小含有量が約0.01%、最大含有量が約5%である、請求項1～4のいずれか1項記載の局所用医薬組成物。

【請求項6】

前記オキシメタゾリン又はその医薬的に許容できる塩が、前記組成物の全質量を基準として、最小含有量が約0.01%、最大含有量が約5%である、請求項1～5のいずれか1項記載の局所用医薬組成物。

【請求項7】

さらに医薬的に許容できる担体を含む請求項1～6のいずれか1項記載の局所用医薬組成物。

【請求項8】

前記医薬的に許容できる担体が、ローション、ゲル、クリーム、軟膏、ペースト、膏薬、エマルジョン、エアロゾル、スプレー、溶液、洗浄剤、洗髪剤からなる群から選択される、請求項7記載の局所用医薬組成物。

【請求項9】

前記皮膚科疾患又はそれに関連した症状が、紅斑、毛細血管拡張症、化学線毛細血管拡張症、乾癬、皮膚癌、天疱瘡、日焼け、皮膚炎、湿疹、発疹、ざ瘡、とびひ、慢性単純性苔癬、鼻瘤、口唇皮膚炎、偽髪毛囊炎、薬疹、多形紅斑、結節性紅斑、環状肉芽腫、日光角化症、紫斑病、円形脱毛症、アフタ性口内炎、薬疹、乾燥肌、ひびわれ、乾燥症、尋常性魚鱗癬、真菌感染、単純ヘルペス、間擦疹、ケロイド、角化症、稗粒腫、伝染性軟属腫、バラ色粋糠疹、搔痒症、蕁麻疹、血管の腫瘍や奇形、又は、これらの組合せである、請

求項1～8のいずれか1項記載の局所用医薬組成物。

【請求項10】

前記皮膚科疾患又はそれに関連した症状が、紅斑、毛細血管拡張症、乾癬、皮膚癌又はこれらの組合せである、請求項1～9のいずれか1項記載の局所用医薬組成物。

【請求項11】

皮膚科疾患又はそれに関連した症状を治療するための局所用医薬組成物であつて、前記皮膚科疾患から酒瘡は除かれ、かつ前記皮膚科疾患は酒瘡と関連しない、前記局所用医薬組成物を製造するための、ブリモニジン又はその医薬的に許容できる塩と、オキシメタゾリン又はその医薬的に許容できる塩との組み合わせの使用。